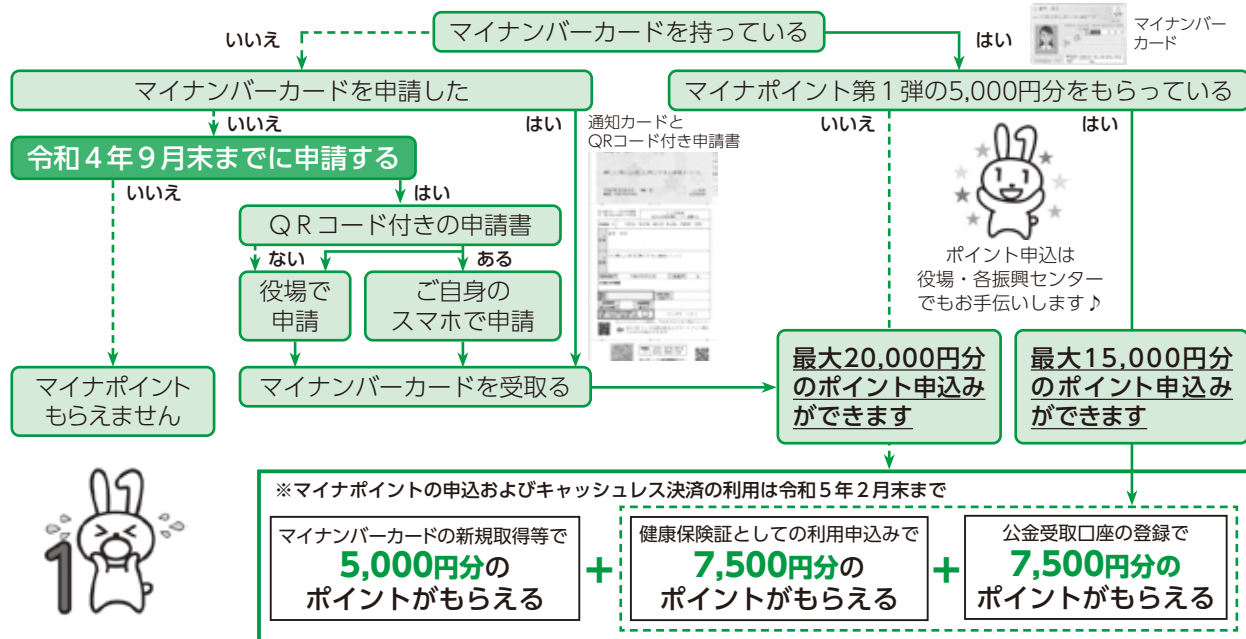


★あなたも最大20,000円分の『マイナポイント』もらえます★
～どこまで手続きできているか、確認してみましょう～



お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：竹井・入木 電話(0868)54-2985

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

お受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓65歳以上である
- ✓世帯全員の市町村税が非課税となっている
- ✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓前年の所得額が約472万円以下である

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

お問い合わせ先

日本年金機構『給付金専用ダイヤル』 電話(0570)05-4092(ナビダイヤル)
鏡野町住民税務課 国民年金係 担当：有本 電話(0868)54-2985

お詫びと訂正のお知らせ

広報かがみの8月号2ページに掲載しました「第15回かがみの健康マラソン&ウォーキング大会」の記事において、下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

参加料：フレンズ&ファミリー（3名迄）【誤】3,000円 → 【正】3,500円